

議案第110号

三田市固定資産評価員の給料及び旅費支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市固定資産評価員の給料及び旅費支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月23日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市固定資産評価員の給料及び旅費支給等に関する条例の一部を改正する条例

三田市固定資産評価員の給料及び旅費支給等に関する条例(昭和31年三田町条例第21号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(評価員の給料の特例)</p> <p>2 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員が評価員の職を兼ねるときは、当該評価員として受け取るべき給料は、支給しない。</u></p>

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。